

表① 行政改革の基本方針

基本方針		基本施策
1 市民ニーズに応える行政経営	1	市民との情報共有
	2	市民ニーズの把握
	3	市民の意見・苦情への迅速・的確な対応
	4	市民ニーズに応えるサービス提供
2 成果重視の事業展開	5	市勢情報の全庁活用
	6	「選択」と「集中」の徹底
	7	市役所の仕事の見直し
	8	成果の評価と改善
	9	補助金・負担金の適正化
3 柔軟で機能的な組織・職員づくり	10	組織のスリム化・効率化
	11	地域主権時代を担う職員への変革
	12	職員の自発的な事務改善運動の促進
	13	目標管理の徹底と的確な人事評価の実施
4 健全な財政運営	14	事業の効率化・コスト削減の徹底
	15	税・料収入の向上
	16	多様な財源の確保
	17	健康づくりによる医療費・介護保険料の抑制
5 市民との協働・九州大学との連携によるまちづくり	18	市民主体のまちづくりの推進
	19	九州大学と連携したまちづくり



本気で変えます

「行政改革大綱」

「行財政健全化計画」

「行政評価制度」

市では、市役所の仕事の見直し方針や取り組み・事業などの評価の方法を定めた『行政改革大綱』『行財政健全化計画』『行政評価制度』を策定しました。今後は、組織や仕事のあり方を大幅に変え、少ない投資で大きな効果をあげる取り組みを強力に進めています。

この取り組みによつて合併後4年間で、約50億1500万円の歳出を削減。これにより生み出した財源は、子育て支援や校区まちづくり、九大連携などの新たな行政サービスなどに使います。誰もが「住んでよかつた」と思えるまちづくりは、市民のみなさんの理解と協力なしには実現しません。市民一人ひとりがまちづくりに積極的にかかわっていくことが大きな力になつていくのです。

行政改革大綱 行財政健全化計画	平成23年度から5年間
行政評価制度	平成23年度から3年間(毎年見直し)
	平成24年度から外部評価開始

行政改革推進委員会で 6回にわたり審議

この計画の策定にあたり、学識経験者や各種団体代表、公募市民など15人

計画・制度を策定しました。

市がめざす姿 『市民との協働により、市民が本当に必要とする最適なサービスを提供し、市民満足度の向上を図る』

市役所の質的な変革を強力に進めながら健全な行財政運営に努め、最適なサービスを効率的に提供します。

また地域の活力を生み出すためには、市民のみなさんのまちづくりへの参画が欠かせません。みなさんとの協働で糸島市の元気をつくり出し、市民生活を向上させ、市民満足度を高めていきます。

市役所の経営理念を盛り込む
市役所の経営理念『市民と共に、糸島市スタイルのまちづくりを創造する(共創のまちづくり)』

市職員が一丸となつて市民満足度を追求した行政経営を進めるため、市役所の経営理念を盛り込みました。また、市役所の経営方針として次の4項目を掲げます。

- ①市民に信頼される市役所になります
- ②市民の声を聞き、成果を重視して行



答申書を市長に手渡す行政改革推進委員会の波多江会長

19の基本施策(表①)

行政改革の基本方針は、表①のとおりです。この5つの基本方針に基づいて、19の基本施策を展開します。

52の取り組み項目には、担当課の達成目標や年次計画、効果見込み額の目標を定め、着実に行財政改革を進めています。

取り組みの進み具合は、毎年行政内部で確認し、市民のみなさんにお知らせします。

行政改革の基本方針は、表①のとおりです。この5つの基本方針に基づいて、19の基本施策を展開します。